

第 6 条 (リプレースメント)

決定者が本件開始日に出勤しない場合または本件開始日から 3 か月以内に依頼者との雇用契約等を終了した場合には、依頼者は、上記の欠勤または雇用契約等の終了の事実、それぞれの効力発生日及び理由について、本件開始日または雇用契約等の終了日から 5 営業日以内に、書面にて TASHKA Inc.に通知するものとする。TASHKA Inc.が依頼者からかかる通知を受領し、依頼者が当該決定者について第 3 条と第 5 条に基づきコンサルティング料を全額支払っている場合には、2 か月以内に無償で人材紹介を行うものとする。もしくはリプレースメントに代わり以下の率に従いコンサルティング料の返金を請求できるものとする。ただし依頼者はどちらかを候補者が雇用契約等を終了した 5 営業日以内に、書面にて TASHKA Inc.に通知するものとする。

3 か月未満で雇用契約終了の場合： 50%